

京都市告示第 225 号

平成17年4月1日京都市告示第126号（水路等（農業用水路等を除く。）の指定等）で告示した水路等のうち以下の水路等について，次のとおり起点及び終点を改めます。

平成18年10月11日

京都市長 榎 本 頼 兼

整理 番号	名 称	旧 新 別	起 終	点 点
5392	桃山町水0003 号	旧	伏見区桃山町東町・西町24番地の2地先 伏見区桃山町東町・西町24番地の1地先	
		新	伏見区桃山町西町24番地の2地先 同町24番地の1地先	
5393	桃山町水0004 号	旧	伏見区桃山町東町・西町2番地地先 伏見区桃山町東町・西町2番地地先	
		新	伏見区桃山町西町2番地地先 同上	

(建設局道路部道路明示課)